

早稲田大学百五十年史編纂委員会設置要綱

(2010年4月23日規約第10－8号)

《所管：文化企画課長》

(委員会の設置)

第1条 早稲田大学百五十年史を編纂することを目的として、「早稲田大学百五十年史編纂委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所管)

第2条 委員会は、文化推進部が所管する。

(委員会の職務)

第3条 委員会は、早稲田大学百五十年史を編纂するとともに、次の事項を審議する。

- 一 百五十年史の内容および構成に関する事項
- 二 百五十年史編纂に係る資料収集および整理に関する事項
- 三 百五十年史編纂の実施体制に関する事項
- 四 百五十年史編纂のスケジュールに関する事項
- 五 百五十年史編纂に係る予算に関する事項
- 六 その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- 一 総長の指名する理事 若干人
- 二 大学史資料センター所長
- 三 文化推進部長、広報室長および図書館長
- 四 各学術院に属する専任教員のうちから選出された者 各1人
- 五 本学の教職員のうちから総長が指名する者 若干人

(委員の任期)

第5条 前条第4号および第5号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長1人を置く。

2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長は、第4条第1号に定める委員のうちから総長が指名する。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数により決する。

4 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

5 委員会は、必要に応じて専門委員会等を設置することができる。

6 専門委員会等の運営その他必要な事項は、その都度委員会で定める。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会がこれを定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、大学史資料センターが行う。

附 則

この要綱は、2010年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年11月8日から施行する。